

スポーツ団体ガバナンスコード <一般スポーツ団体向け>  
に係るセルフチェックシート

団体名： SAKURA BC スポーツ少年団

記載日： 令和6年4月1日

原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

(1) 省略 (法人格を有しないため)

(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。

当少年団は、さくら市バドミントン協会の下部組織であり、当該協会の会則に準じて運営されている。

(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。

当少年団は、公共施設を用いて練習・大会を実施する際に、施設の使用に係る例規等を遵守する。

(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。

さくら市バドミントン協会ホームページにて、決算や事業報告を公表している。

原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。

団体として目指すべき基本方針（ミッション、ビジョン）を策定し、さくら市バドミントン協会ホームページで公表している。

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。

役員・スタッフに対し、外部の研修への参加を促し、研修を通じてコンプライアンス意識の徹底を図っている。

(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。

指導者に対し、外部の研修への参加を促し、研修を通じてコンプライアンス意識の徹底を図っている。

競技者は小中学生であることから、指導者が定期的にコンプライアンス教育を実施する。

原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を順守しているか。

会計処理が適切に行われていることを確認するため、毎年3月に会計監査を実施し、さくら市バドミントン協会ホームページに決算を公表している。

(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。

さくら市スポーツ協会からの補助金を受けており、さくら市スポーツ協会の規約を遵守しているほか、さくら市バドミントン協会ホームページに決算を公表している。

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。

会計処理が適切に行われていることを確認するため、さくら市バドミントン協会による会計監査を実施し、さくら市バドミントン協会ホームページに決算を公表している。

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。

さくら市バドミントン協会ホームページにおいて、役員体制や会計処理に関する情報を掲載している。

(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。

さくら市バドミントン協会ホームページにおいて、スポーツ団体ガバナンスコードの遵守内容（セルフチェックシートの記入内容）を公開している。

原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード＜NF（中央競技団体）向け＞の個別の規定についても、

その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。